

山形村議会 議長 大月 民夫 様
山形村長 本庄 利昭 様
山形村教育委員会
教育長 根橋 範男 様

山形村監査委員 住吉 誠
同 福澤 倫治

令和5年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査の結果報告について（其の1）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その監査の結果に関する報告及び報告に添えて意見を次のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、措置の内容を監査委員に通知してください。

また、山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査に関する前年度等の監査結果に基づき講じた措置について、監査委員に通知してください。

- 1 令和5年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査の結果に関する報告
（令和5年度4月分から10月分まで） 2～8頁
- 2 山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査に関する前年度等の監査結果に
基づき講じた措置状況の検証等 9頁

令和5年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査の結果に関する報告
（令和5年度4月分から10月分まで）

1 監査の種類

- (1) 定期監査（財務監査）
根拠法令 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査
- (2) 行政監査
根拠法令 地方自治法第199条第2項の規定による監査

2 監査の対象

- (1) 定期監査（財務監査）
令和5年度4月分から10月分までにおける財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
ただし、必要に応じて前年度等についても対象としました。
- (2) 行政監査
令和5年度4月分から10月分までにおける事務の執行
ただし、必要に応じて前年度等についても対象としました。
- (3) 対象機関等

総務課 企画振興課 税務課 住民課 保健福祉課 産業振興課 建設水道課 会計係	… 村長事務部局7課1係
議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 教育委員会事務局（教育政策課 子育て支援課）	… 委員会等5事務局

3 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、提出を求めた次に掲げる監査資料に基づき、事務事業について合法性、正確性、経済性、効率性、有効性に主眼をおき、関係書類の調査等通常実施すべき監査方法を実施したほか、必要と認めるその他の監査方法により、山形村監査委員監査基準（令和2年山形村監査委員告示第3号）に準拠して監査を実施しました。

監 査 資 料	① 職員の状況調	② 歳入計算書	③ 歳出計算書
	④ 委託契約の状況調	⑤ 使用及び賃借契約の状況調	
	⑥ 工事請負契約の状況調	⑦ 公有財産購入の状況調	
	⑧ 備品購入の状況調	⑨ 補助金及び交付金の状況調	
	⑩ 前年度監査の是正又は改善を要する事項等に対する措置状況調		

また、地方自治法第199条第3項の規定により、事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかどうか、また常に組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体の協力を求めて規模の適正化を図っているかどうかについても、配慮して監査を行いました。

4 監査期間及び実施場所

令和5年11月20日から同年12月1日まで（対象機関等から説明聴取）
山形村役場、各機関の施設及び現地

5 監査の結果

財務に関する事務等について、法令等に準拠して適正かつ効率的、効果的に執行されているかどうか検証した結果、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務事業が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められました。

なお、事務事業処理等については、一部に是正又は改善を要する事項等が見受けられたものの、おおむね適正に行われていましたが、引き続き適正な執行を求

めるため、後述のとおり意見等を付します。

(1) 収入支出の状況

① 一般会計及び3特別会計

各年度10月31日現在

区 分	年度	歳 入			歳 出		
		予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行
一般会計	5	4,088,864	2,451,938	60.0	4,088,864	2,066,954	50.6
	4	4,266,611	2,539,301	59.5	4,266,611	1,891,571	44.3
国民健康保険特別会計	5	1,058,179	529,094	50.0	1,058,179	510,311	48.2
	4	1,051,844	484,089	46.0	1,051,844	509,877	48.5
後期高齢者医療特別会計	5	94,280	46,814	49.7	94,280	49,986	53.0
	4	83,780	35,131	41.9	83,780	44,079	52.6
介護保険特別会計	5	751,650	405,306	53.9	751,650	327,438	43.6
	4	763,482	368,903	48.3	763,482	315,056	41.3
清水高原簡易水道特別会計	5			(公営企業会計)			
	4	29,163	4,419	15.2	29,163	7,946	27.2
合 計	5	5,992,973	3,433,152	57.3	5,992,973	2,954,689	49.3
	4	6,194,880	3,431,843	55.4	6,194,880	2,768,529	44.7

一般会計及び3特別会計の歳入に係る収入率は、予算現額に対し57.3%であり、前年同期と比較して1.9ポイント増加しました。

一般会計及び3特別会計の歳出に係る執行率は、予算現額に対し49.3%であり、前年同期と比較して4.6ポイント増加しました。

ア 一般会計の予算現額は、当初・補正39億6,779万円＋繰越明許1億2,107万4千円＝合計40億8,886万4千円が計上されています。

一般会計の歳入に係る収入率は60.0%で、前年同期比0.5ポイント増加して、歳出に係る執行率は50.6%で、前年同期比6.3ポイント増加しました。

村税は、予算現額10億3,851万3千円、調定額10億5,387万6千円、収入済額6億9,077万6千円であり、収入率は、予算比66.5%、調定比65.5%となっています。収入未済額は、3億6,310万円です。

歳出に係る執行率が高いのは、商工費82.8%、議会費60.9%、消防費54.7%であり、低いのは、諸支出金1.1%、労働費7.1%、総務費（繰越明許を含む）47.2%となっています。

イ 国民健康保険特別会計の歳入に係る収入率は50.0%で、前年同期比4.0ポイント増加して、歳出に係る執行率は48.2%で、前年同期比△0.3ポイント減少しました。

国民健康保険税は、予算現額2億3,208万3千円、調定額2億4,052万6千円、収入済額1億425万5千円であり、収入率は、予算比44.9%、調定比43.3%となっています。収入未済額は、1億3,627万1千円です。

ウ 後期高齢者医療特別会計の歳入に係る収入率は49.7%で、前年同期比7.8ポイント増加して、歳出に係る執行率は53.0%で、前年同期比0.4ポイント増加しました。

後期高齢者医療保険料は、予算現額7,710万円、調定額8,003万5千円、収入済額3,902万3千円であり、収入率は、予算比50.6%、調定比48.8%となっています。収入未済額は、4,101万2千円です。

エ 介護保険特別会計の歳入に係る収入率は53.9%で、前年同期比5.6ポイント増加して、歳出に係る執行率は43.6%で、前年同期比2.3ポイント増加しました。

介護保険料は、予算現額1億5,571万4千円、調定額1億7,837万5千円、収入済額8,761万5千円であり、収入率は、予算比56.3%、調定比49.1%となっています。収入未済額は、9,076万円です。

オ 清水高原簡易水道特別会計は、令和5年4月1日から公営企業会計への移行となりました。

② 3 公営企業会計

各年度10月31日現在

区 分	年度	収 入			支 出		
		予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行
水道事業会計							
収益的	5	223,586	114,716	51.3	197,519	39,422	20.0
収入・支出	4	224,786	114,164	50.8	185,111	36,583	19.8
資本的	5	1,073	0	0.0	118,560	11,965	10.1
収入・支出	4	412	0	0.0	126,509	11,497	9.1
清水高原簡易水道事業会計							
収益的	5	20,600	14,929	72.5	14,982	2,501	16.7
収入・支出	4			(特別会計)			
資本的	5	5,712	5,711	100.0	12,447	5,684	45.7
収入・支出	4			(特別会計)			
下水道事業会計							
収益的	5	396,117	202,890	51.2	357,238	58,685	16.4
収入・支出	4	409,863	202,296	49.4	349,974	60,841	17.4
資本的	5	323,203	53,500	16.6	472,804	124,215	26.3
収入・支出	4	204,152	53,150	26.0	354,714	131,419	37.0

ア 水道事業会計の収益的収入に係る収入率は51.3%で、前年同期比0.5ポイント増加して、収益的支出に係る執行率は20.0%で、前年同期比0.2ポイント増加しました。

資本的収入に係る収入率は0.0%で、前年同期比と同じであり、資本的支出に係る執行率は10.1%で、前年同期比1.0ポイント増加しました。

水道使用料は、予算現額1億9,044万円、調定額1億390万2千円、収入済額1億265万7千円であり、収入率は、予算比53.9%、調定比98.8%となっています。未収金は、現年度分124万5千円＋過年度分129万8千円＝合計254万3千円です。

イ 清水高原簡易水道事業会計の収益的収入に係る収入率は72.5%で、収益的支出に係る執行率は16.7%となっています。

資本的収入に係る収入率は100.0%で、資本的支出に係る執行率は45.7%となっています。

清水高原簡易水道使用料は、予算現額526万8千円、調定額296万6千円、収入済額284万円であり、収入率は、予算比53.9%、調定比95.7%となっています。未収金は、現年度分12万6千円＋過年度分1万7千円＝合計14万3千円です。

ウ 下水道事業会計の収益的収入に係る収入率は51.2%で、前年同期比1.8ポイント増加して、収益的支出に係る執行率は16.4%で、前年同期比△1.0ポイント減少しました。

資本的収入に係る収入率は16.6%で、前年同期比△9.4ポイント減少して、資本的支出に係る執行率は26.3%で、前年同期比△10.7ポイント減少しました。

下水道使用料は、予算現額1億7,231万6千円、調定額1億393万円、収入済額1億271万7千円であり、収入率は、予算比59.6%、調定比98.8%となっています。未収金は、現年度分121万3千円＋過年度分32万円＝合計153万3千円です。

(2) 機関等別の監査資料件数

令和5年度4月分から10月分まで

(単位 件)

区分	委託契約	使用及び 賃借契約	工事請 負契約	公有財 産購入	備品 購入	補助金及 び交付金	合計	
総務課	16	4	1		3	12	36	
企画振興課	15	12	1			8	36	
税務課	11	5					16	
住民課	16	4			1	7	28	
保健福祉課	34	2	1		1	12	50	
産業振興課	2		1			22	25	
農業委員会事務局								
建設水道課	4		4	8	1	4	21	
(公営企業会計)	17	2	2				21	
会計係								
議会事務局	1						1	
選挙管理委員会事務局								
監査委員事務局								
教育委員 会事務局	教育政策課	16	6	2		13	8	45
	子育て支援課	4	4			5	7	20
合計	136	39	12	8	24	80	299	

対象は、委託契約が契約金額50万円以上、使用及び賃借契約が借入年額30万円以上、工事請負契約が契約金額130万円以上のものについてです。

(3) 是正又は改善を要する事項等

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり区分して整理、記載しています。

指摘事項	… 著しく適正を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの
要望事項	… 事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの
意見	… 組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの
勧告	… 特に措置を講ずる必要があると認めるもの

後述のとおり、指摘事項1件及び要望事項5件が認められました。

なお、比較的軽易なものは、口頭により指示したので留意されたい。

【指摘事項】 … 1件

① 課設置や組織の規定等に関する見直し、整備について

課設置条例（昭和37年山形村条例第1号）や山形村組織規則（昭和44年山形村規則第1号）等について、基本に立ち返り、入念な見直しを加え、時代に即したものに改め、整備するなどして、機関等間の風通しを良くしながら、明日に向けて前進することを求めるものです。

ア 子育て支援課については、平成30年4月から山形村教育委員会事務局組織規則（平成14年山形村教育委員会規則第3号）において、教育委員会事務局に子育て支援課を設けて、子育て支援課に子育て支援係、ふれあい児童館係及び保育園係が置かれました。

しかし、課設置条例及び山形村組織規則において、「子育て支援課」、「子育て支援係、ふれあい児童館係及び保育園係」及び「所掌事務・事務分掌」が重複されたまま現在に至る経緯をたどっています。

なお、子育て支援課の決裁手続き等は如何なのでしょう。

イ 会計係については、令和2年4月から山形村会計管理者の補助組織設置規則（令和2年山形村規則第6号）において、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計係を設けています。

しかし、課設置条例及び山形村組織規則において、会計課を削るとともに、

総務課に会計係を加えたことにより、「会計係」及び「事務分掌」が重複されたまま現在に至る経緯をたどっています。

なお、会計係職員の辞令（人事通知）発令等は如何なのでしょうか。

〈参考〉

令和4年度山形村の一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算の審査 審査意見〈監査委員〉令和5年8月22日付け5山監第13号 意見① 会計管理者及び会計系の組織・体制づくりについて 措置状況〈村長〉令和5年9月22日付け5山役総第86号 令和6年度から改善できるよう組織体制の見直しを検討します。

《要望事項》 … 5件

① 職員体制及び関連団体の在り方について

それぞれの立場から一層の事務事業の改善に取り組み、将来適正な運用を図り、住民サービスの更なる向上につなげることを求めるものです。

ア 人件費は、令和5年度当初予算の一般会計及び特別会計に9億2,900万円余＋公営企業会計に1,400万円余＝合計9億4,300万円余（令和4年度9億1,900万円余）が計上されており、経常収支における人件費比率は、令和4年度決算で24.7%（令和3年度23.8%）となっています。

村では、通常の事務事業にプラスして、喫緊の課題に的確に対処していくなかで、令和5年4月以降に、退職者は3人となり休職職員は2人を超えていて軽視できません。また、令和5年4月現在で、職員の在課年数が2年以下だけの機関等も見受けられます。

令和5年度の職員の時間外勤務手当については、次に掲げる「状況」のとおりであり、職員に係る負担が増加して不満が漏れています。

職員の時間外勤務手当の状況 令和5年10月31日現在			
〈区分〉	〈予算現額〉	〈支出済額〉	〈前年同期支出〉
保育園費	550万 円	277万4千円	309万1千円
総務 一般管理費	350万 円	159万6千円	140万 円
県議会議員選挙費	114万5千円	97万2千円	—
国民年金費	94万6千円	80万5千円	24万9千円
社会福祉総務費	150万 円	76万7千円	60万2千円
戸籍住民基本台帳費	122万2千円	76万4千円	29万2千円
教育 事務局費	118万4千円	66万3千円	58万4千円

人的、時間的な余裕のない状況において、職員の配置及び事務分担は適当であるか検証、見直しのうえ、適正で適切な事務事業に努めてください。

イ 山形村観光協会については、令和5年4月から運営の主導を商工会から村に切り替えて、産業振興課の関連団体とされて、産業振興課長は辞令（人事通知）発令が不明のまま事務局長に就いています。

観光事業に関することは、課設置条例で産業振興課の分掌事務とされて、山形村組織規則で産業振興課に観光係を置くこととしています。

村の令和5年度の観光費予算958万2千円のなかに、会計年度任用職員の人件費に231万6千円、観光振興推進補助金に507万円、地域おこし協力隊活動費補助金に45万円等を計上しています。

観光協会の位置づけや予算措置の転換期が到来していると思われ、観光等の動向を的確に把握しながら、事業に取り組んでください。

② 村税等の収入に関する事務について

村税、保険料、水道使用料等において、令和4年度決算では、一般会計及び特別会計の収入未済額4,281万7千円＋公営企業会計の未収金403万9千円＝合計4,685万6千円（令和3年度5,074万8千円）となっています。

また、令和4年度の不納欠損額は、一般会計及び特別会計431万1千円＋公

営企業会計2万2千円＝合計433万3千円（令和3年度214万6千円）です。

令和5年度の収入未済額及び未収金については、次に掲げる「状況」のとおりであり、前年同期と比較すると、1,171万1千円増加しています。

収入未済額及び未収金の状況		毎年度10月31日現在		
〈区 分〉	〈令和5年度〉	〈令和4年度〉	〈比 較〉	
一般会計 村税	3億6,310万 円	3億5,464万2千円	845万8千円	
国民健康保険税	1億3,627万1千円	1億3,914万3千円	△287万2千円	
後期高齢者医療保険料	4,101万2千円	3,640万3千円	460万9千円	
介護保険料	9,076万 円	8,974万6千円	101万4千円	
水道使用料	254万3千円	241万3千円	13万 円	
清水高原簡易水道使用料	14万3千円	(4万1千円)	10万2千円	
下水道使用料	153万3千円	126万3千円	27万 円	
合 計	6億3,536万2千円	6億2,365万1千円	1,171万1千円	

村税、負担金、保険料、使用料等を所管する機関等が共通認識のもとに連携のうえ、令和4年度決算等における審査意見に関して必要な措置を講じたか等を再確認のうえ、一層適切な徴収対策を推進して、収入未済額及び未収金の解消、縮減に努めるよう求めるものです。

③ 予算の編成及び計上に関する事務について

財務事務に対する考え方、認識及び姿勢が問われており、基本原則を踏まえ、予算の適切かつ効率的な執行を確保することを求めるものです。

ア 一般会計歳入の保育料負担金及び給食費については、(款)分担金及び負担金－(項)負担金－(目)民生費負担金－(節)児童福祉費負担金に予算計上されています。

保育料負担金は、関係法令に基づく負担金であり、(項)負担金に予算計上することは差し支えないと思われま。

しかし、給食費は、歳入の(款)諸収入－(項)雑入に属するものとして予算計上するのが適当ではないでしょうか。

イ 一般会計歳入の道路占用料については、(款)諸収入－(項)雑入－(目)雑入－(節)土木費収入金に予算計上されています。

道路占用料は、山形村村道等の占用料徴収に関する条例（平成8年山形村条例第14号）で定められていますので、(款)使用料及び手数料－(項)使用料に属するものとして予算計上するのが適当ではないでしょうか。

ウ 一般会計歳出の次に掲げる「(節)負担金、補助及び交付金」については、(款)民生費－(項)社会福祉費－各(目)に予算計上されています。

(目)13	子育て世帯生活支援特別給付金	→	交付金に計上
(目)14	価格高騰緊急支援給付金	→	交付金に計上
(目)15	長野県子育て世帯生活支援特別給付金	→	負担金に計上
(目)16	長野県価格高騰特別対策支援金	→	補助金に計上

地方自治予算制度研究会[著]の「予算の見方・つくり方」では、節の細区分別費用内容説明に、次の一例を示しています。

- ・ 負担金 法令又は契約に基づいて国又は他の地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。
- ・ 補助金 特定の事業又は研究を行う者に対し、その事業又は研究を助成するため法令の規定に基づき交付するもの又は特定の事業又は研究が公益上必要がある場合にこれらを助成するために交付する。
- ・ 交付金 法令又は条例等により、団体又は組合等に対し地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるに反し、本節は専ら報償として一方的に交付される点において異なる。

なお、負担金、補助及び交付金が国（都道府県）から都道府県（市町村）

の予算に計上される場合においては国又は都道府県から交付された名称により形式的にこれを区分するものとし、名称が異なる場合であっても、以上の区分のいずれかに区分するものとする。…とされています。

ここに掲げた「負担金、補助及び交付金」は、補助金として予算計上するのが、適当ではないでしょうか。

エ 一般会計歳出の子どもたちの居場所支援事業費については、(款)教育費－(項)社会教育費－(目)に予算計上されています。

社会教育分野は、著しく発展を続けている行政分野の1つですが、(目)子どもたちの居場所支援事業費は、児童福祉分野として(款)民生費－(項)児童福祉費に予算計上するのが適当ではないでしょうか。

④ 契約等に関する事務について

契約及び検査の事務については、令和4年度の定期監査等で改善を求めたにもかかわらず、予定価格調書の作成がされていない、入札経過及び落札業者が公表されていない等の事案が散見され、契約制度等における趣旨や事務のルールに対する理解が不足しているのではないのでしょうか。

また、契約業務の執行マニュアルでは、検査の立会いについて、実施課等以外から立会人を指名して立会いし、検査の公明性を高めるとされており、令和4年度の定期監査等で適切な執行を求めました。

しかし、令和5年度中に立会人を、実施課等以外から課内の課長補佐又は係長にする…と変更したことは、公明性が大きく後退したうえ、時勢に逆行する村の姿勢ではないのでしょうか。

契約等の法令、財務等の諸規定及び契約事務の流れの理解を深めるため、実効性のある職員研修等を実施し、契約業務の執行マニュアルの整備、充実及び周知により、職員の理解の向上に努め、是正又は改善を要する事項等の再発防止を図るよう求めるものです。

⑤ 公文書の管理等に関する事務について

山形村文書取扱規程(昭和44年山形村規程第3号)において、第32条から第35条までに、文書保存分類基準、文書引継簿、文書保存台帳、毎年1回文書保存台帳と照査等について規定されています。

適切な文書の整理と保存、文書保存分類基準等の整備、文書と台帳の符合等については、長期にわたる対応のまずさから、適格性を欠いている状況に危機感をいただきます。

前例踏襲による事務のやり方、人事異動等の際の不十分な引き継ぎを改善のうえ、公文書の管理を適正に行い、文書保存等について課題解決の道を探るよう求めるものです。

(4) むすび

村長をはじめ職員一人ひとりが、率先して常に時代に合った住民サービスの向上、見直しを進めるためには、小さな誤りが大きな問題につながらないように、いかなる事務事業も軽んじることは許されません。

それぞれの事務事業の手続き、処理については、全ての公務の基礎となるものですから、原点に立ち返って法令等に関する確認、意識の徹底を図るとともに、村全体で相互チェック体制及び連携の強化、構築が進められることを改めて願ってやみません。

山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査に関する
前年度等の監査結果に基づき講じた措置状況の検証等

令和5年12月

山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査について、監査の結果に基づく措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、前年度等の是正又は改善を要する事項等に対する措置状況の検証、フォローアップも行うものとします。

後述のとおり、令和4年度2件ですが、村民の視点に立った柔軟な思考で、「検討、前例や先例、先送り」等を名目に放置することがないように取り組んでください。

1 令和4年度定期監査（財務監査）及び行政監査

令和4年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査（其の2）			
結果報告	〈監査委員〉	令和5年5月22日付け5山監第5号	
措置状況	〈村長〉	令和5年6月22日付け5山役総第45号	
措置状況調	〈機関等〉	令和5年11月	

- 要望事項⑨ 現金（釣り銭）の保管及び取扱いについて（令和5年12月 第3回）

措置状況で触れていない、現金（釣り銭）の適正管理、取扱いに関する規定整備、マニュアル化が必要…に関して、講じた措置等を報告されたい。

- 要望事項⑩ 公文書（起案文書等）の作成及び管理について（令和5年12月 第3回）

措置状況で触れていない、村の公文書管理の条例等について、電子データの取扱いの流れを勘案のうえ、制定・周知徹底等することが必要であり重要…に関して、講じた措置等を報告されたい。

2 是正又は改善を要する事項等の年度別件数

定期監査（財務監査）及び行政監査

(単位 件)

区分	指摘事項	要望事項	意見	合計
令和5年度	1	5		6
令和4年度	2	8+*2		12
令和3年度			5	5
令和2年度			5	5
令和元年度			5	5

表中「*」は、各年度11月分から3月分までを示しています。